

2 高収益品目等導入支援事業

高収益品目への転換に必要な機械・設備のリース導入や、簡易な栽培環境の整備に必要な資材購入経費等を支援します。

【事業のイメージ】

中山間地域以外



効率的機械
利用体系構
築事業の非
担い手が対
象だよ

お米は担い手に
任せるけど、
農業を続けたい！



中山間地域
(条件不利地域)



条件不利地
域(右図)は
高収益事業
単独でOK

収益性の高い
品目に転換し
たいけど...



県HPより

作付転換

高収益品目

既存品目と比較して収益性が高いものであ
れば、作付品目に制限はありません

施設園芸、野菜、果樹、花き、薬用作物など



【主な取組要件】

- 中山間地域以外は、効率的機械利用体系構築事業に係る**生産効率化プランに参加する非担い手**であること。また、非担い手の6割以上が高収益品目への転換に取り組むこと。
- 中山間地域においては、**5戸以上の農業者が参加**、または、**取組面積が1ha以上**となること。

【主な支援】

- 高収益品目の生産に必要な農業用機械・設備のリース導入経費(本体価格の1/2以内)
- 簡易な栽培環境の整備に係る経費(パイプハウスの資材、永年作物の苗木、弾丸暗渠等の作業労賃等)(定額)

- 産地転換の取組を戦略的に実施する観点から、地域一帯となった取組となるよう努め、**原則同一品目に作付転換**します。
- 高収益品目であれば、新規に導入する品目だけでなく、既存品目の拡大分や、栽培方法の高度化(露地→施設等)分も支援対象となります。
- 中山間地域では、新規就農者の参加や、不作付地も助成対象となります。